



平成 26 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 豊田通商株式会社
代表者名 取締役社長 加留部 淳
(コード番号 8015 東証・名証第 1 部)
問合せ先 広報室長 稲垣 明知
(TEL 052-584-5011)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月20日開催予定の第93回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 提案の理由

社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第22条第2項を新設するものであります。

なお、定款第22条第2項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

(下線：変更箇所)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第 2 2 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の責任免除) 第 2 2 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u>

3. 日程

定時株主総会開催日 平成26年6月20日（予定）
定款変更の効力発生日 平成26年6月20日（予定）

以上